

豊中市建設工事合併入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、同一場所又は重複する場所で、同一時期に行う必要がある複数の建設工事について、従来の随意契約方式に限らず、市内業者の受注機会及び競争性・公平性等を確保しながら、円滑で適正な施工を行うことを目的として、一の受注者を選定することができる合併入札方式の競争入札（以下「合併入札」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(合併入札)

第2条 合併入札は、市内業者を対象とした関連する複数の工事（以下「関連する複数の工事」という。）が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うことができるものとする。

- (1) 関連する複数の工事の施工場所が同一又は重複する場所であること。
- (2) 関連する複数の工事を一の工事として設計する方法によらないこととする合理的な理由があること。
- (3) 関連する複数の工事の施工者が異なる場合においては、契約不適合責任の範囲が不明確となることがあるため、同一の者による施工が必要とされること。
- (4) 関連する複数の工事の請負契約が同一時期に締結できる状況にあること。
- (5) 関連する複数の工事の設計金額が、豊中市財務規則第104条第1項に定める額以上であること。

2 合併入札は、次の各号の要綱及び要領の対象とはしないものとする。

- (1) 豊中市低入札価格調査制度実施要綱
- (2) 豊中市建設工事総合評価一般競争入札実施要領
- (3) 豊中市建設工事等の競争入札における取り落とし方式実施要領

(実施の手続)

第3条 前条の規定に基づき合併入札を行うこととする場合において、工事担当課長は、その旨を関連する複数の工事それぞれの契約依頼書に記載し、総務部契約検査課長に提出するものとする。

(実施の決定)

第4条 合併入札の執行については、第3条の規定に基づき依頼のあった工事とする。

2 豊中市建設工事請負業者審査会規程第3条第1項第1号の規定に該当する場合、同審査会の審査を経て執行する。ただし、同号で規定される契約予定金額は、関連する複数の工事それぞれで設計された金額の合計金額により判断する。

(設計金額及び予定価格等の算出等)

第5条 合併入札における設計金額（以下「合併入札設計金額」という。）は、関連する複数の工事それぞれで設計された金額の合計金額とする。この場合において、諸経費を調整することが必要なときは、工事担当課で調整を行ったうえでそれぞれの設計金額を算出するものとする。

2 合併入札における予定価格（以下「合併入札予定価格」という。）、最低制限価格（以下「合併入札最低制限価格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 合併入札予定価格は、関連する複数の工事それぞれの予定価格の合計金額とする。

(2) 合併入札最低制限価格は、関連する複数の工事それぞれの最低制限価格の合計金額とする。

- 3 発注者が複数の場合の合併入札予定価格及び合併入札最低制限価格の設定は、関連する複数の工事それぞれの予定価格のうち、最も金額の高い工事を発注する者が設定するものとする。

(入札等にかかる手続き)

第6条 合併入札を一般競争入札に付す場合、関連する複数の工事それぞれの発注者が公告し、公告内に合併入札である旨を記載する。

2 合併入札を指名競争入札に付す場合、現場説明書において合併入札である旨を記載する。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格のうち、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値の設定は、関連する複数の工事それぞれの設計金額のうち、最も金額の高いものに応じて設定するものとする。

(入札方法等)

第7条 入札書は1枚とし、入札書に記載の金額は、関連する複数の工事それぞれの見積金額の合計金額とする。

2 工事費内訳書は、関連する複数の工事それぞれの見積金額及びそれらの合計金額が記載された内訳書を作成し、提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、現場説明書等により、特に指示のあった場合は、その指示のあった方法による。

4 入札書及び工事費内訳書の記載の金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない額とする。

5 工事費内訳書の提出がない入札、又は工事費内訳書に不備がある入札は、無効とする。

(落札候補者等の決定)

第8条 合併入札による落札候補者又は落札者は、入札書に記載の金額が、合併入札予定価格と合併入札最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、工事費内訳書に記載された関連する複数の工事それぞれの見積金額が、それぞれの工事の予定価格と最低制限価格の範囲内でなければならない。

(手持ち工事)

第9条 合併入札で落札した場合、手持ち工事件数は1件として扱うものとする。

(配置技術者等)

第10条 関連する複数の工事に配置する技術者は、関連する複数の工事で求める資格があれば、同一の者が兼ねることができるものとする。ただし、関連する複数の工事の契約金額の合計金額が、建設業法第26条第3項の政令で定める金額以上になる場合は主任技術者又は監理技術者は専任の者でなければならない。また、関連する複数の工事の下請負契約の請負代金の合計金額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合は、監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない。

2 関連する複数の工事に配置する現場代理人は前項の技術者と兼ねることができるものとする。

(入札結果等の公表)

第11条 入札結果等の公表については、落札者決定後、速やかに公表するものとする。

(契約の手続き)

第12条 契約は、次の各号のいずれかにより締結する。

- (1) 関連する複数の工事それぞれで契約書を作成
- (2) 関連する複数の工事を併せた1つの契約書を作成

(契約金額の算定)

第13条 関連する複数の工事の契約金額は、落札候補者又は落札者が合併入札時に提出したそれぞれの工事の工事費内訳書に記載の金額に消費税等を加えた額とする。

(予定価格と議会の議決)

第14条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条で定める金額については、関連する複数の工事それぞれで設計された金額に基づき算出されたそれぞれの予定価格により判断する。

(工事検査・工事成績評定)

第15条 工事検査及び工事成績評定については、それぞれの工事ごとに行うものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。